

## 滝川市補装具費の代理受領及び補装具事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定による補装具費の支給を円滑に行うため、補装具費の代理受領及び補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(補装具費の代理受領)

第2条 次条第1項の規定による登録を受けている補装具事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第76条の規定による補装具費の支給の対象となる障害者又は障害児の保護者（以下「支給対象障害者等」という。）に補装具の販売又は修理を行った場合において、当該支給対象障害者等からの委任に基づき、当該支給対象障害者等から支払われるべき当該補装具の販売又は修理に要した費用について、福祉事務所長が法第76条の規定による補装具費として当該支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給対象障害者等に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該支給対象障害者等に対し法第76条の規定による補装具費の支給があったものとみなす。

(補装具事業者の登録)

第3条 前条第1項の規定による支払を受けようとする補装具事業者は、あらかじめ福祉事務所長に補装具事業者の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする補装具事業者は、事業所ごとに、補装具事業者登録申請書（別記第1号様式）に補装具事業所調書（別記第2号様式）その他福祉事務所長が必要と認める書類を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。

3 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補装具事業者の登録を行うものとする。

(登録の通知)

第4条 福祉事務所長は、前条第3項の規定により補装具事業者の登録を行ったときは、補装具事業者登録通知書（別記第3号様式）により当該申請を行った登録事業者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第3項の規定による審査の結果、補装具事業者の登録を行わないこととしたときは、その理由を示して、当該申請を行った補装具事業者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 登録事業者は、第3条の規定により登録した事項に変更が生じたとき又は補装具事業者の登録を廃止しようとするときは、補装具事業者登録変更・廃止届（別記第4号様式）により速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 福祉事務所長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補装具事業者の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補装具の販売又は修理に要した費用に係る請求を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補装具事業者の登録を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務所長が不相当と認めるとき。

(登録事業者に係る情報提供)

第7条 福祉事務所長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項について支給対象障害者等に提供するものとする。

- (1) 登録事業者及び事業所の名称、所在地及び連絡先
- (2) 登録事業者及び事業所の代表者氏名
- (3) 事業開始年月日
- (4) 取り扱う補装具の種類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める事項  
(補装具の製作等)

第8条 登録事業者は、支給対象障害者等と補装具の販売又は修理について契約を締結したときは、当該契約に基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。

- 2 登録事業者は、前項の規定により販売又は修理を行った補装具について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の8第1項に規定する身体障害者更生相談所等の適合判定を要する場合にあっては、当該適合判定を経た後でなければ、当該補装具を支給対象障害者等に引き渡してはならない。
- 3 福祉事務所長は、前項の適合判定の結果、当該補装具が障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）に適合しないと認めるときは、登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。  
(請求)

第9条 登録事業者は、第2条第1項の規定による支払を受けようとするときは、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状（別記第5号様式）に福祉事務所長が支給対象障害者等に交付した補装具費支給券（滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための規則（平成18年滝川市規則第66号）別記第32号様式）を添えて福祉事務所長に請求しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、登録事業者から適法な請求を受けた日から30日以内に当該請求金額を支払うものとする。  
(補装具引渡し後の改善)

第10条 福祉事務所長は、登録事業者による補装具の引渡し後において登録事業者の責めに帰すべきものと認められる不具合を発見したときは、当該登録事業者の負担においてこれを改善させることができるものとする。

- 2 登録事業者による補装具の引渡し後9月以内に生じた当該補装具の破損又は不適合（災害等によるき損、支給対象障害者等の過失による破損、生理的若しくは病情的変化により生じた不適合又は目的外使用、取扱不良等のために生じた破損若しくは不適合を除く。次項において同じ。）は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表に定める調整、小部品の取替え又は修理のうち軽微なものを行ったときは、当該調整、小部品の取替え又は修理を行った後3月以内に生じた当該補装具の破損又は不適合は、当該登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。  
(不正利得の返還)

第11条 福祉事務所長は、支給対象障害者等又は登録事業者が偽りその他不正の手段によって第2条第1項の規定による支払を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第12条 登録事業者は、第2条第1項の規定による支払に係る帳簿及び関係書類を5年間保存しなければならない。

(登録期間及び更新)

第13条 第3条第1項の補装具事業者の登録の有効期間は、当該登録の日から同日以後の最初の3月31日までの間とする。

2 前項の規定による有効期間の満了の日の1月前までに福祉事務所長又は登録事業者から補装具事業者の登録の廃止に係る意思表示がないときは、当該有効期間の満了の日の翌日において登録を更新するものとする。

(施行細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に滝川市と法第76条の規定による補装具費の支給に係る代理受領に関する契約を締結している補装具事業者は、平成25年3月31日（当該契約に係る契約期間の満了の日が平成25年3月31日前である場合にあつては、当該契約期間の満了の日）までの間は、登録事業者とみなす。